

平成二十三年法律第九十四号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法

目次

第一章 総則（第一条～第八条）	第二章 設立（第九条～第十三条）
第三章 運営委員会及び廃炉等技術委員会	第一節 運営委員会（第十四条～第二十二条）
第四章 役員等（第二十三条～第三十四条）	第二節 廃炉等技術委員会（第二十二条の二～第二十二条の七）
第五章 業務	第三款 業務の範囲等（第二十五条～第三十一条）
第六章 資金援助	第一款 通則（第四十一条～第四十四条）
第七章 特別事業計画の認定等（第四十五条～第四十七条）	第二款 負担金（第三十八条～第四十条）
第八章 廃炉等積立金（第五十五条の三～第五十五条の十）	第三款 特別資金援助に対する政府の援助
第九章 罰則（第七十三条～第七十九条）	第四款 負担金の額の特例（第五十二条）
第十章 財務及び会計（第五十六条～第六十三条）	第五節 廃炉等積立金の円滑な実施等に資するための相談その他の業務（第五十三条～第五十五条の二）
（目的）	第六章 財務及び会計（第五十六条～第六十三条）
第一章 総則	（国の責務）
第七章 監督（第六十四条～第六十五条）	第二条 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることによっては、放射性物質によつて汚染された水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全について特に配慮しなければならない。
第八章 雜則（第六十六条～第七十二条）	第三条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）は、法人とする。（法人格）
第九章 罰則（第七十三条～第七十九条）	第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。（設立の認可）
第十章 財務及び会計（第五十六条～第六十三条）	第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

（事務の引継ぎ）	2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるとする。（名称）
（設立の登記）	第六条 機構は、その名称中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構という文字を用いなければならぬ。（登記）
（設立）	第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。（登記）
（設立の登記）	第八条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。（登記）
（設立の登記）	第九条 機構を設立するには、電気事業に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。（設立の登記）
（設立）	第十条 機構を設立するには、電気事業に関する専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人（発起人）として、政府以外の者に對し、機構に対する出資を募り、専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。（定款の作成等）
（設立）	第十一條 機構は、運営委員会及び廃炉等技術委員会を置く。（設立）
（運営委員会）	第十二條 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。（委員の任期）
（運営委員会）	第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。（運営委員会の組織）
（運営委員会）	第十四条 機構は、設立の登記をするところにより成立する。（運営委員会）
（運営委員会）	第十五条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。（権限）
（運営委員会）	第十六条 運営委員会は、委員十人以内並びに機構の理事長、副理事長及び理事をもつて組織する。運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。（委員の任命）
（運営委員会）	第十七条 委員は、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。（委員の任期）

（事務の引継ぎ）	第十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合は、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（設立の認可）	第十九條 発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出し、設立の認可を申請しなければならない。（委員の任期）
（運営委員会）	第二十条 運営委員会は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。（運営委員会の組織）
（運営委員会）	第二十一条 機構は、設立の登記をするところにより成立する。（運営委員会）
（運営委員会）	第二十二条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。（権限）
（運営委員会）	第二十三条 運営委員会は、委員十人以内並びに機構の理事長、副理事長及び理事をもつて組織する。運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。（委員の任命）
（運営委員会）	第二十四条 委員は、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。（委員の任期）

2 委員は、再任されることができる。 (委員の解任)	2 委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができます。
第一十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができます。	一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 三 心身の故障のため職務を執行することができきないと認められるとき。 四 職務上の義務違反があるとき。 (議決の方法)
第二十条 運営委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者はほか、委員並びに機構の理事長、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。	2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長、副理事長及び理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決す。(委員の秘密保持義務)
第二十一条 委員は、その職務上知ることのできる秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。	3 委員は、その職務上知ることのできる秘密を漏らしてはならない。委員長が決す。(委員の地位)

第二十二条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	2 委員は、出席した委員並びに理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決す。(委員の地位)
第二十三条 機構に、廃炉等技術委員会を置く。	2 委員は、出席した委員並びに理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決す。(委員の地位)
第二十四条 委員は、廃炉等技術委員会の議事長一人、理事一人以内及び監事一人を置く。	2 委員は、出席した委員並びに理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決す。(委員の地位)
第二十五条 委員は、廃炉等技術委員会の議事長一人、理事一人以内及び監事一人を置く。	2 委員は、出席した委員並びに理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決す。(委員の地位)

第二十六条 委員は、廃炉等技術委員会の議事長一人、理事一人以内及び監事一人を置く。	2 委員は、廃炉等技術委員会の議事は、出席した委員並びに理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決す。(委員の地位)
第二十七条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができる。	2 委員は、再任されることができる。 (役員の任期)
第二十八条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。	2 委員は、再任されることができる。 (役員の解任)
第二十九条 役員(非常勤の者を除く)は、常利を目的とする団体の役員となり、又は自ら常利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (監事の兼職禁止)	2 委員は、再任されることができる。 (役員の解任)

第三十条 監事は、理事長、副理事長、理事、運営委員会の委員、廃炉等技術委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。	2 委員は、再任されることができる。 (役員の解任)
第三十一条 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の内容及び成果、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告しなければならない。	2 委員は、再任されることができる。 (業務の範囲)
第三十二条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁決の権限を有する代理人を選任することができる。	2 委員は、再任されることができる。 (業務の範囲)
第三十三条 機構の職員は、理事長が任命する。	2 委員は、再任されることができる。 (業務の範囲)

第三十四条 第二十二条の四 理事長は、機構の職員のうちから、機関の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁決の権限を有する代理人を選任することができる。	2 委員は、再任されることができる。 (業務の範囲)
第三十五条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。	2 委員は、再任されることができる。 (業務の範囲)
第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	2 委員は、再任されることができる。 (業務の範囲)
第三十七条 機構は、負担金に関する事項その他の主務省令による規制を記載しなければならない。	2 委員は、再任されることができる。 (業務の範囲)

(廃炉等技術研究開発業務実施方針)

第三十六条の二 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定めなければならない。

2 機構は、廃炉等技術研究開発業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十六条の三 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等積立金管理業務をいう。(第三十五条第一項第五号に掲げる業務をいう。次項及び第五十五条の人において同じ。)に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、廃炉等積立金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第二節 負担金

(負担金の納付)

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、原子力事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた原子力事業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

第二節 負担金

第三十八条 原子力事業者(次に掲げる者(これらの人を含む。)であつて、原子炉の運転等に係るものをいう。以下同じ。)は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に對し、負担金を納付しなければならない。

1 実用発電用原子炉(原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。)に係る原子炉は、主務省令で規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用し受けた者

2 実用再処理施設(原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用し受けた核燃料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核

燃料物質をいう。)に係る再処理を行うものとして政令で定めるものをいう。)に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

2 前項の負担金は、当該事業年度の終了後三月以内に納付しなければならない。ただし、当該負担金の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過した日から三月以内に納付することができ

る。

3 機構は、負担金をその納期限までに納付しない原子力事業者があるときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。

(負担金の額)

第三十九条 前条第一項の負担金の額は、各原

子力事業者につき、一般負担金年度総額(機構の事業年度ごとに原子力事業者から納付を受けるべき負担金の額(第五十二条第一項に規定する特別負担金額を除く。)の総額として機構が運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。)に負担金率(一般負担金年度総額に対する各原子力事業者が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て各原子力事業者ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とする。

2 一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従つて定めなければならない。

一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

2 一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従つて定めなければならない。

一 各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を來し、又は当該事

業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれな

いものであること。

2 負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従つて定められなければならない。

3 機構は、一般負担金年度総額若しくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするとき

は、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構は、第四項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る一般負担金年度総額又は負担金率を原子力事業者に通知しなければならない。

7 主務大臣は、機構の業務の実施の状況、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、一般負担金年度総額又は負担金率の変更をすべきことを命ずることができる。

(延滞金)

第四十条 原子力事業者は、負担金をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の負担金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(資金援助の決定)

第四十一条 原子力事業者は、賠償法第三条の規定により当該原子力事業者が損害を賠償する責めに任すべき額(以下この条及び第四十三条第一項において「要賠償額」という。)が賠償措置額を超えると見込まれる場合には、機構が置額を超過すると見込まれる場合には、機構が原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置(以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る事項を当該申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の申込みを経て、当該申込みに係る資金援助を行う場合において、当該報告に係る決定を受けた原子力事業者に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る決定を受けた原子力事業者(原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図るため必要があると認めるときは、機構に対し、当該決定の変更を命ずることができる。

(資金援助の内容等の変更)

第四十二条 機構は、前条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の申込みを経て、当該申込みに係る資金援助を行う場合において、当該報告に係る決定を受けた原子力事業者に報告するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

2 機構は、前項の規定による決定を受けた原子力事業者は、要賠償措置額を控除した額を限度として、損害賠償の履行に充てるための資金を交付すること

(以下「資金交付」という。)。

2 当該原子力事業者が発行する株式の引受け

一 当該原子力事業者に対する資金の貸付け

三 四 当該原子力事業者が発行する社債又は主務省令で定める約束手形の取得

五 当該原子力事業者による資金の借入れに係る債務の保証

2 前項の規定による申込みを行う原子力事業者は、機構に對し、第四十一条第二項各号に掲げる事項(当該原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、当該事項及び同条第三項各号に掲げる事項)を記載した書類を提出しなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、運営委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助の内容又は額の変更を行うかどうかを決定しなければならない。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

(交付資金の返還)

第四十四条 機構は、資金交付を受けた原子力事業者の損害賠償の履行の状況に照らし、当該原

子力事業者に対する当該資金交付の額から当該履行に充てられた額を控除した額の全部又は一部が、当該履行に充てられる見込みがなくなつたと認めるときは、その額を機構に対し納付することを求めなければならない。

第一款 特別事業計画の認定等

第四十五条 機構は、第四十二条第一項の規定に

よる資金援助を行う旨の決定をしようとする場合において、当該資金援助に係る資金交付に要する費用に充てるため第四十八条第二項の規定による国債の交付を受ける必要があり、又はその必要が生ずることが見込まれるときは、運営委員会の議決を経て、当該資金援助の申込みを行つた原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施その他の事業の運営並びに当該原子力事業者に対する資金援助に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 特別事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項（原子力事業者が廃炉等を実施する場合には、当該事項及び同条第三項各号に掲げる事項）

二 原子力事業者の経営の合理化のための方策

三 前号に掲げるもののほか、原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するための原子力事業者による関係者に対する協力の要請その他の方策

四 原子力事業者の資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

五 原子力事業者の経営責任の明確化のための方策

六 原子力事業者に対する資金援助の内容及び額

七 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

八 その他主務省令で定める事項

3 機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しを行うとともに、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた特別事業計画が次に掲げる要件の全てに該当する

と認める場合に限り、同項の認定をすることができる。

一 当該原子力事業者による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図る上で適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が、当該原子力事業者が原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるのであること。

主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該認定に係る特別事業計画（以下「認定特別事業計画」という。）を公表するものとする。ただし、当該特別事業計画を提出した原子力事業者の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該原子力事業者の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（認定特別事業計画の変更）

第四十六条 機構及び原子力事業者は、認定特別事業計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

機構は、前項の認定の申請をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならぬ。

主務大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 変更後の特別事業計画が前条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

二 損害賠償の実施の状況その他の事情に照らし、認定特別事業計画の変更をすることについてやむを得ない事情があること。

前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定について準用する。

（認定特別事業計画の履行の確保）

第四十七条 主務大臣は、第四十五条第一項の認定の日から次に掲げる条件の全てが満たされたと認めて主務大臣が告示する日までの間（第三項及び第五十二条第一項において「特別期間」という。）、認定特別事業計画（変更があつたと

きは、その変更後のもの。以下この項において同じ。)の履行の確保のために必要があると認

めるとときは、第四十五条第一項の認定（前条等同一項の認定を含む。第六十九条第二項において「認定事業者」という。）を受けた原子力事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、認定特別事業計画の履行状況につき報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

一 認定事業者の損害賠償の履行の状況及び認定特別事業計画に基づく資金援助（以下「特別資金援助」という。）の実施の状況に照らし、当該認定事業者に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために新たに次条第二項の規定による国債の交付を行う必要が生ずること。

二 次条第二項の規定により機構に交付された国債のうち第四十九条第二項の規定により償還を受けているものが政府に返還されること。

三 第五十九条第四項の規定により機構が国債に納付した額の合計額が第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額に達していること。

主務大臣は、前項の規定により報告を求めた場合には、当該報告を公表することができる。

認定事業者が、当該認定に係る特別期間中に原子力事業者でなくなった場合には、当該原子力事業者でなくなった認定事業者は、当該特別期間中においては、引き続き原子力事業者であるものとみなして、この章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第三款 特別資金援助に対する政府の援助

（国債の交付）

第四十八条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行することができる。

政府は、前項の規定により、予算で定める額の範囲内において、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

2 政府は、前条第三項の規定により交付した回付を行ったために必要となる額を限り、前条第一項の規定により交付された国債の償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還は、この法律の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置に関する措置の經理を明確にすることを目的としてエネルギー対策特別会計に設けられる勘定の負担において行うものとする。

4 前項に規定する勘定の負担は、特別の資金の設置及び当該資金の適切な受払いその他の当勘定における資金の確保に必要な措置により円滑に行われなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

第五十条 機構は、第四十八条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがある場合において、認定事業者の損害賠償の履行の状況及び特別資金援助の実施の状況に照らし、当該認定事業者に対する特別資金援助に係る資金交付を行うために新たに前条第一項の規定により国債の償還の請求を行う必要が生じることがないと認めるときは、その償還されない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還され場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第四十八条第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関して必要な事項は、財務省令で定める

(資金の交付)

第五十一条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場合において、第四十八条第二項の規定による国債の交付がされてもなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認めるときに限り、当該資金交付を行うために必要となる資金の確保のため、予算で定めた額の範囲内において、機構に対し、必要な額を交付することができる。

			大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2			主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
			(財務諸表等)
3			機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2			機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
3			機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
4			機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならない。

			第五十八条の二 機構は、次に掲げる経理については、主務省令で定めるところにより、それぞれの他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
1			一 廃炉等積立金に係る経理
2			二 第三十五条第二項の業務に係る経理
			(利益及び損失の処理)
3			第五十九条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
4			機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
5			機構は、予算をもつて定める額に限り、前条各号に掲げる経理に係る勘定以外の一般的勘定(次項において「一般勘定」という)の第一項

6			の規定による積立金を第三十五条第一項第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てることができる。
7			機構は、特別資金援助に係る資金交付を行つた場合には、毎事業年度、一般勘定において第一項に規定する残余があるときは、当該資金交付を行うために既に第四十九条第二項の規定により国債の償還を受けた額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した額を控除した額までを限り、国庫に納付しなければならない。この場合において、第一項中「なお残余があるとき」とあるのは、「なお残余があるとき」である。
8			(第三項に規定する一般勘定にあっては、第四項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるとき」とする。)
			その他の必要な事項は、政令で定める。
			(借入金及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構債)

1			第六十条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む)をし、又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構債(以下「機構債」という)の発行(機構債の借換えのための発行を含む)をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。
2			主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
3			第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。
4			第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
5			前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
6			第一項の規定による機構債の債権者は、機構に次ぐものとする。
7			会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に委託することができる。
8			第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に係る必要な事項は、政令で定める。

1			の規定による資金の交付) 第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第
2			正かつ確実に実施するために十分なものとなるよう負担金の額を定めたとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を來し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。
3			(政府保証) 第六十二条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有(余裕金の運用)
4			第六十三条 この法律に定めるもののほか、機構の財務及び会計に係る必要な事項は、主務省令で定める。
5			(二) 主務大臣の指定する金融機関への預金 (省令への委任) 三 その他主務省令で定める方法
6			第六十四条 機構は、主務大臣が監督する。
7			第六十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。(監督)
8			(報告及び検査) 第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。(報告及び検査)
9			第六十七条 機構は、主務大臣が監督する。
10			第六十八条 政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適切に実施するため十分なものとなるよう負担金の額を定めたとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を來し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。
11			(法人税の特例) 第六十九条 原子力事業者が第三十八条の規定に基づき機構の事業年度について機構の業務に要する費用に充てることとされる負担金を納付する場合には、その納付する負担金の額は、当該事業年度終了日の属する当該原子力事業者の事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。)の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
12			原子力事業者が第四十五条第一項の認定を受けたときは、その特別資金援助(第四十一条第一項第一号に掲げる措置に限る。)による収益額を当該交付を受けた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
13			前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
14			(登録免許税の特例) 第七十条 機構が第五十四条第一項の規定により特別資金援助に係る資金交付を受けた認定事業者から資産の買取りを行う場合における当該資産の買取りに伴う不動産の所有権の移転の登記について、財務省令で定めるところにより当該買取り後三月以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。
15			(主務省令への委任) 第七十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。
16			第七十二条 この法律における主務大臣及び主務省令は、政令で定める。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質によって汚染された水の流出への対処)

社福島第一原子力発電所（以下この条において「原子力発電所」という。）の事故に起因する放射性物質によって汚染された水（以下この条において「放射性汚染水」という。）の原子力発

電所からの流出を制御していくことが喫緊の課題であることに鑑み、当該流出の制御に関しては、放射性汚染水に係る正確な情報が適時に提供され、かつ、廃炉等（新法第一条に規定する廃炉等をいう。）を実施するために必要な技術に関する国内外の知見が活用されることにより、国内外の不安が早期に解消されるよう、万全の措置を講ずるものとのことです。

（平成二九年五月一七日法律第三〇号）
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、この法律の施行の日（以下「施行日」といふ。）

前項の認可があつたときは、同項に規定するまでに、必要な定款の変更をし、主務大臣の認可を受けるものとする。

第三条 定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。
(罰則に関する経過措置) 施行日前にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。
第四条 (政令への委任)
前二条に規定するもののほか、この法律

（検討）
る。の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下この条において「新法」という。）の施行の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成三十一年二月一日法律第〇〇九号)抄

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附

は、なお従前の例による。

(政令への委任)
百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。